

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

令和5年(2023年)

目 次

議案第 33 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 34 号	市道路線の認定について……………	10
議案第 35 号	製造請負契約の締結について……………	17
議案第 36 号	鎌倉歴史文化交流館の企画展に係る業務に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	23
議案第 37 号	令和 4 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 38 号	令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 39 号	令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 40 号	令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 41 号	令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 42 号	令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	24
議案第 43 号	令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	25
議案第 44 号	鎌倉市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 45 号	鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	28
議案第 46 号	鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	30
議案第 47 号	鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
議案第 48 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 49 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	36
議案第 50 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
議案第 51 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）……………	41
議案第 52 号	令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	46
議案第 53 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	49

報告第 8 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	52
報告第 9 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	53
報告第 10 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	54
報告第 11 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処 分の報告について……………	55
報告第 12 号	継続費の精算報告について……………	56
報告第 13 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	58
報告第 14 号	令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	59

議案第 33 号

市道路線の廃止について

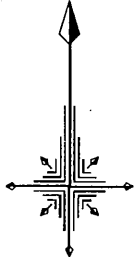
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

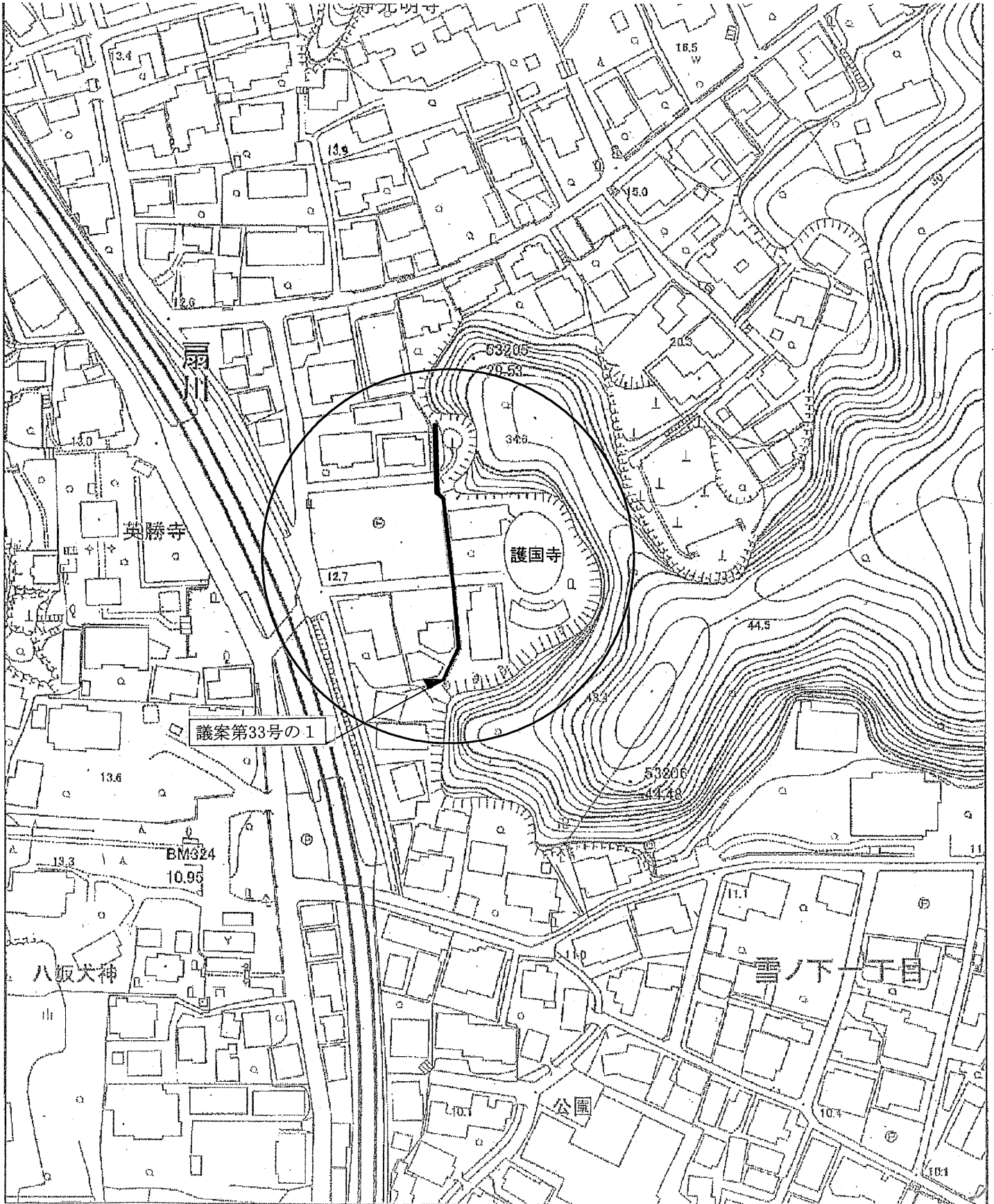
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	扇ガ谷 二丁目	203番1	扇ガ谷 二丁目	207番1	1.02～ 1.32	80.07	2
2	植木字 峯ノ下	683番3	岡本字 外耕地	1370番1	1.82～ 2.14	117.60	3

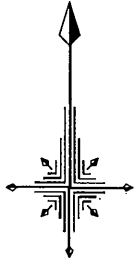


凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 2

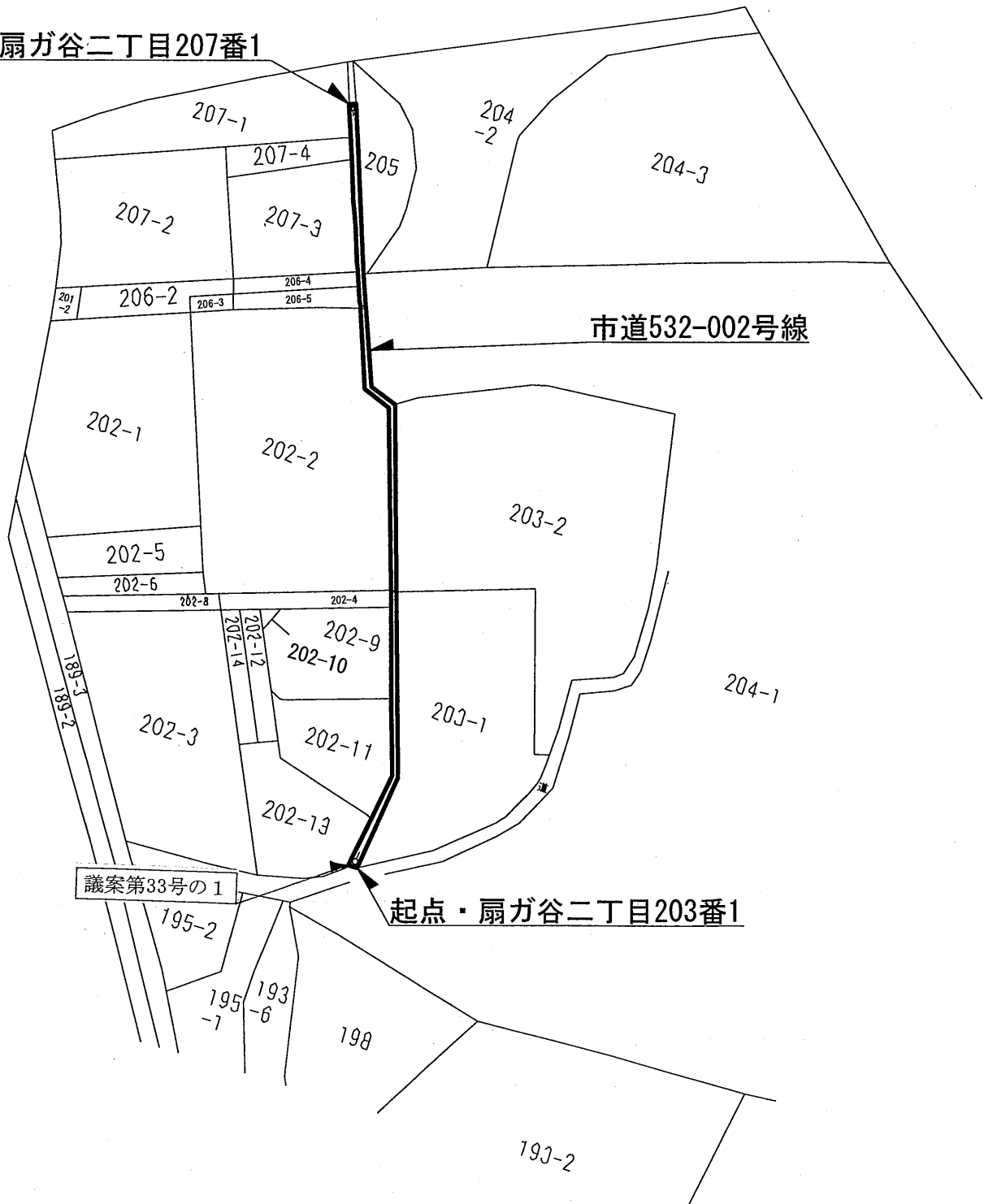




公図写

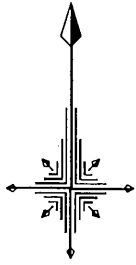
図面番号 2

終点・扇ガ谷二丁目207番1



議案第33号の1

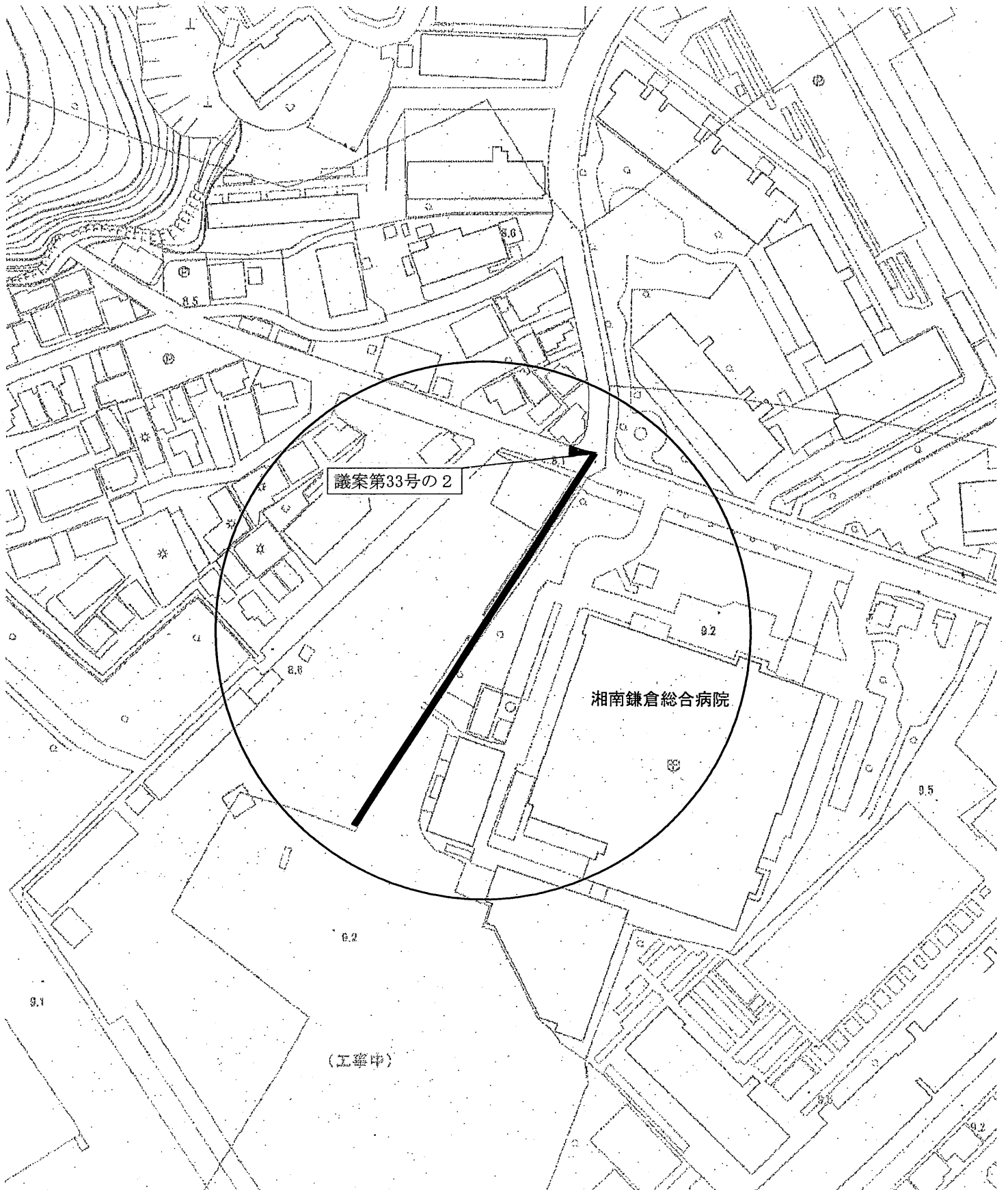
起点・扇ガ谷二丁目203番1

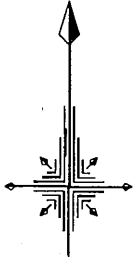


凡例  廃止箇所

案内図

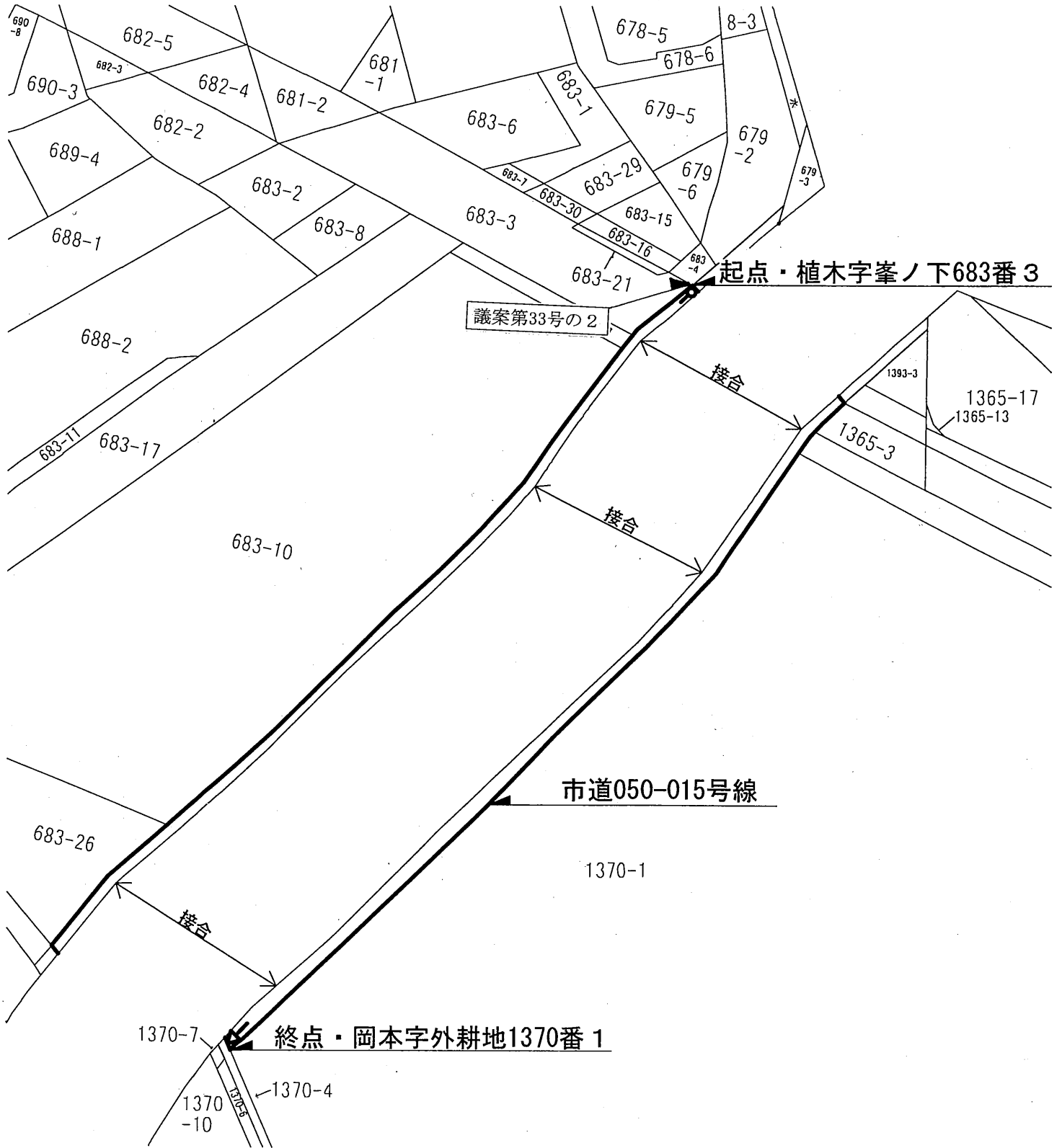
図面番号 3





公図写

図面番号 3



議案第 34 号

市道路線の認定について

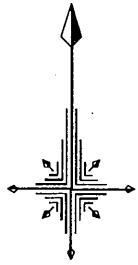
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

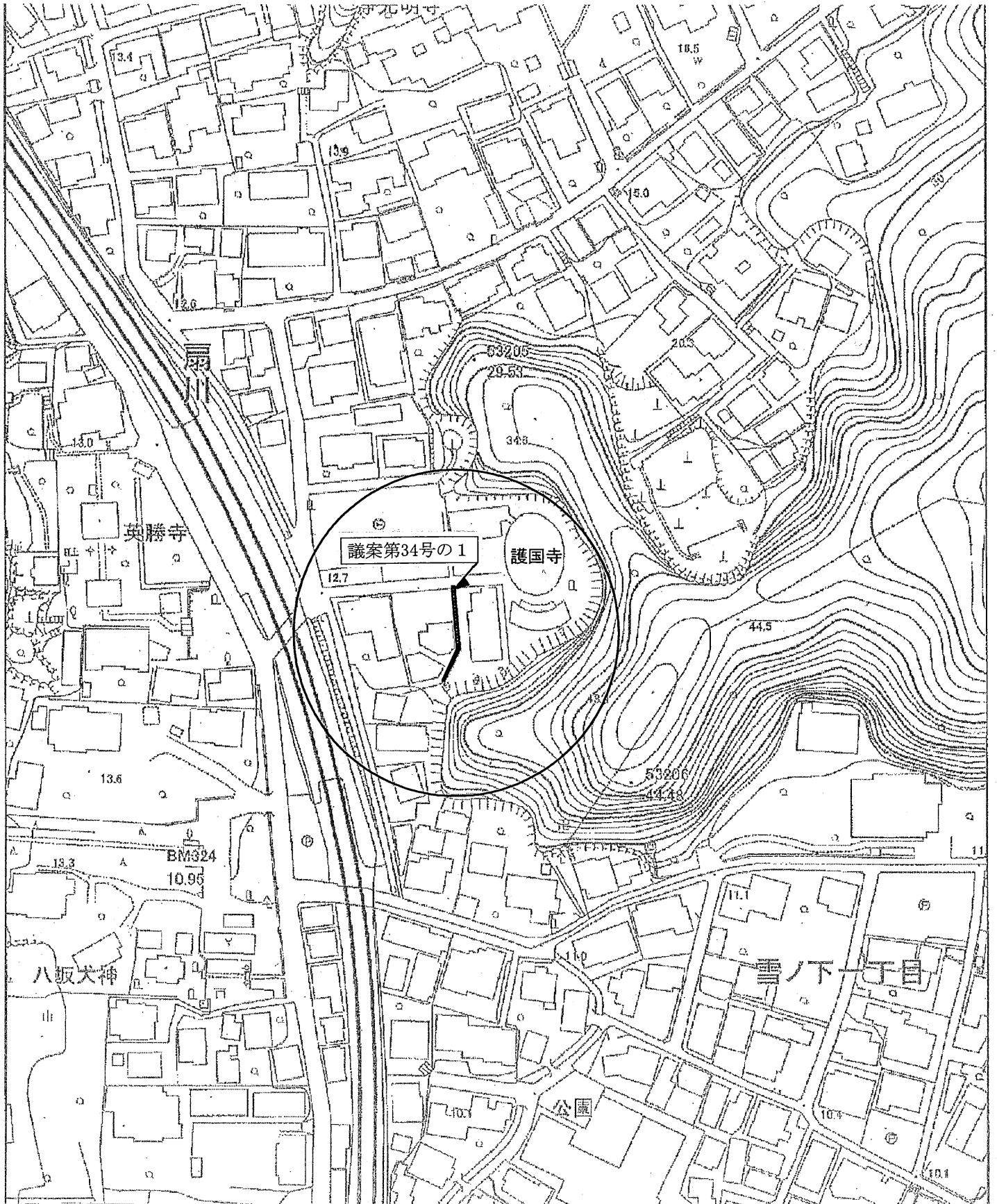
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	扇ガ谷 二丁目	203番1	扇ガ谷 二丁目	202番4	1.02～ 1.32	29.67	2
2	城廻字 城 宿	390番4	城廻字 城 宿	390番8	5.00～ 9.26	36.41	3
3	玉 縄 二丁目	502番6	玉 縄 二丁目	502番8	5.20～ 8.32	29.46	4

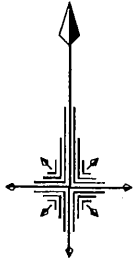


凡例  認定箇所

案内図

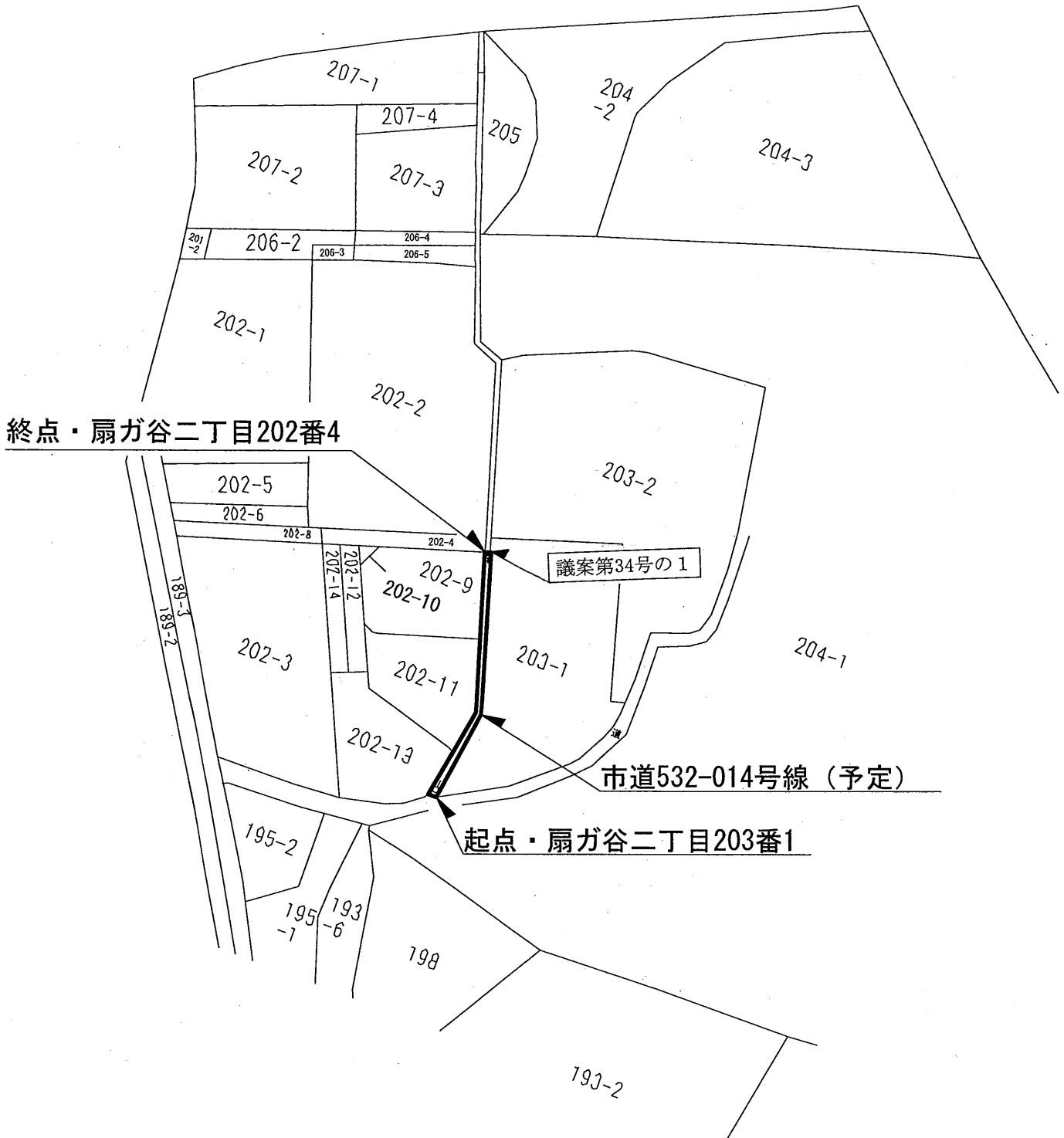
図面番号 2





公図写

図面番号 2

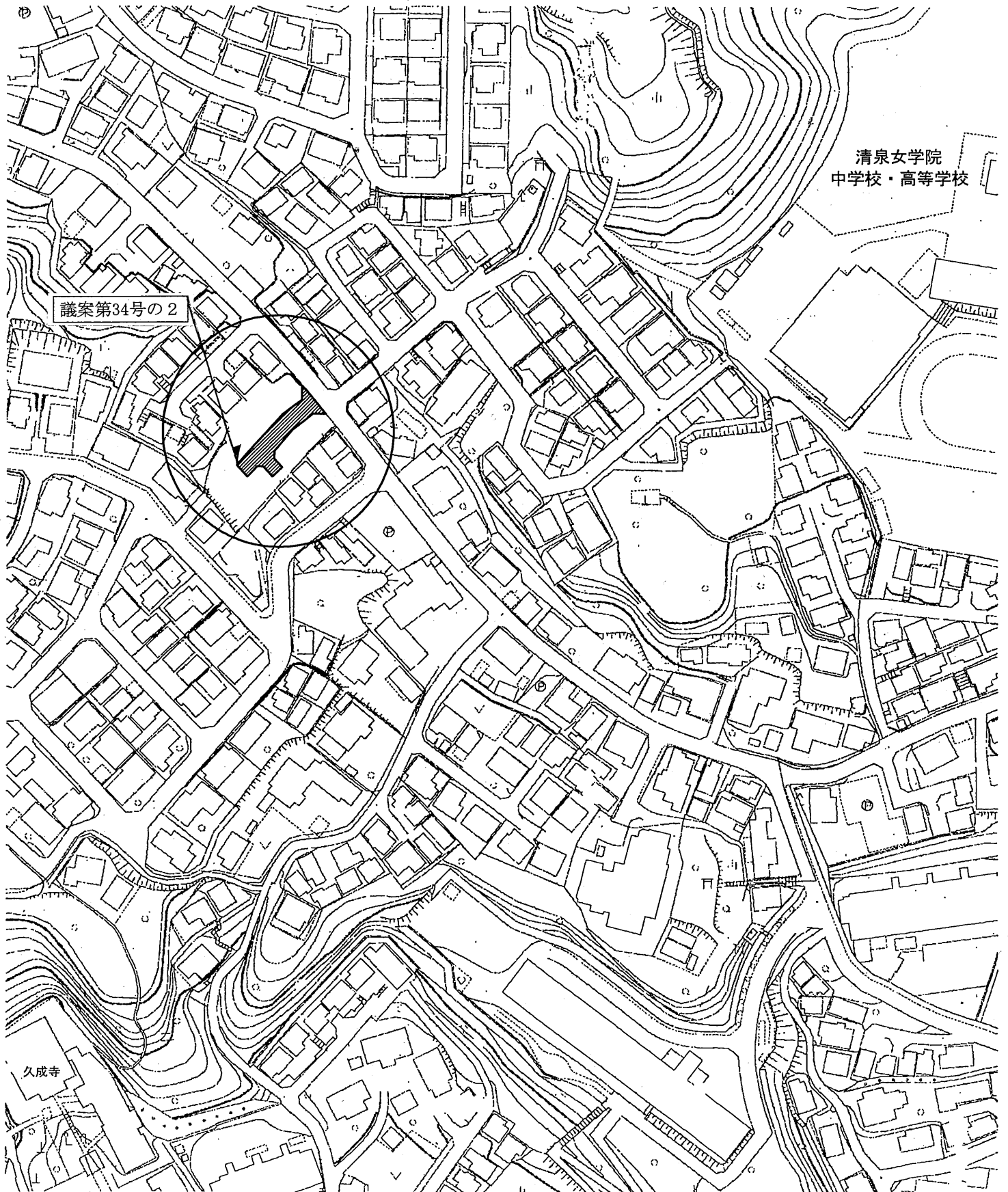


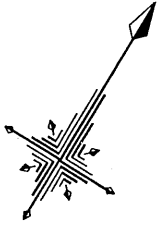


凡例  認定箇所

案内図

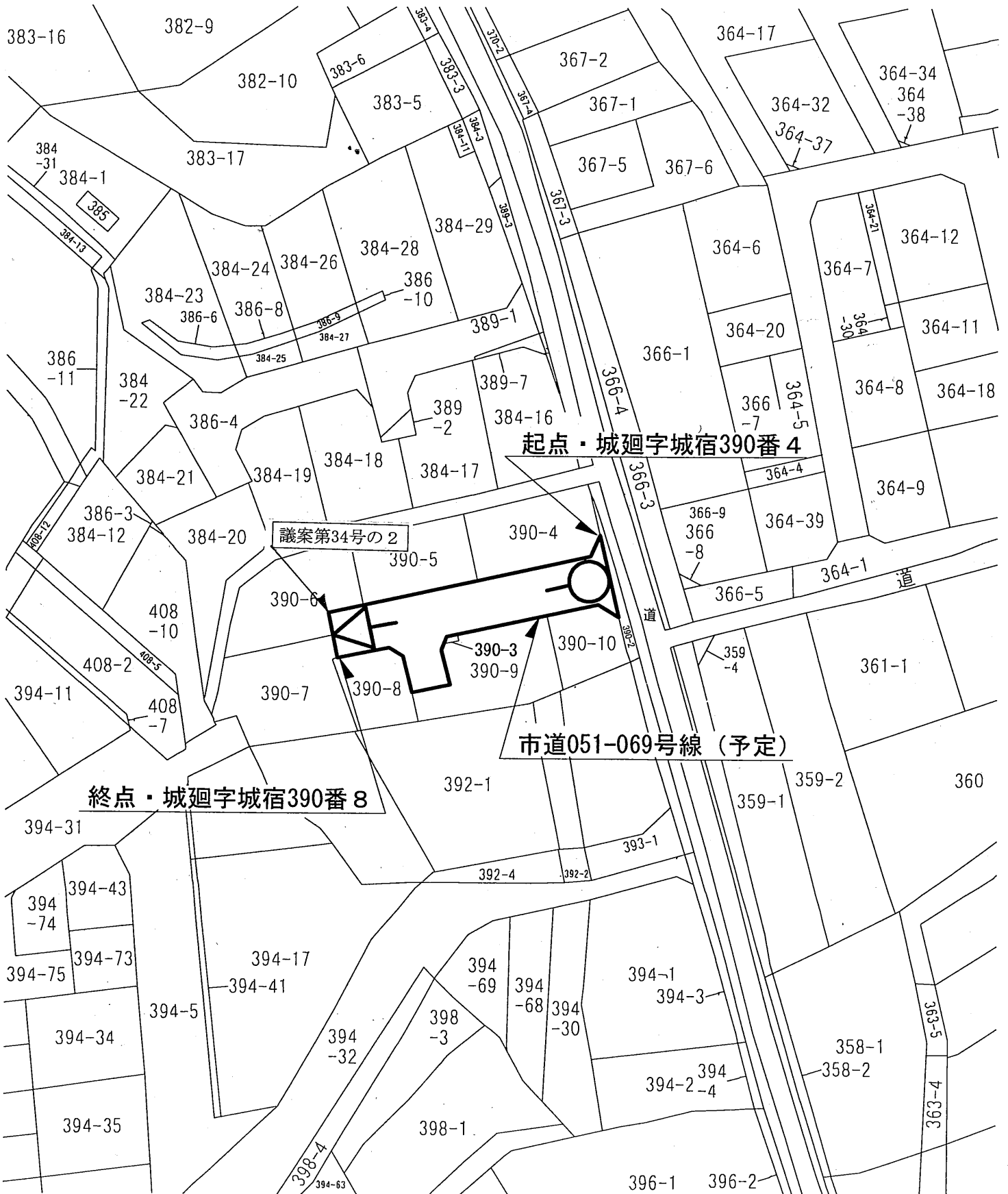
図面番号 3

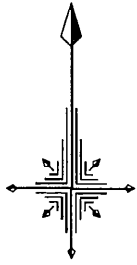




公図写

図面番号 3

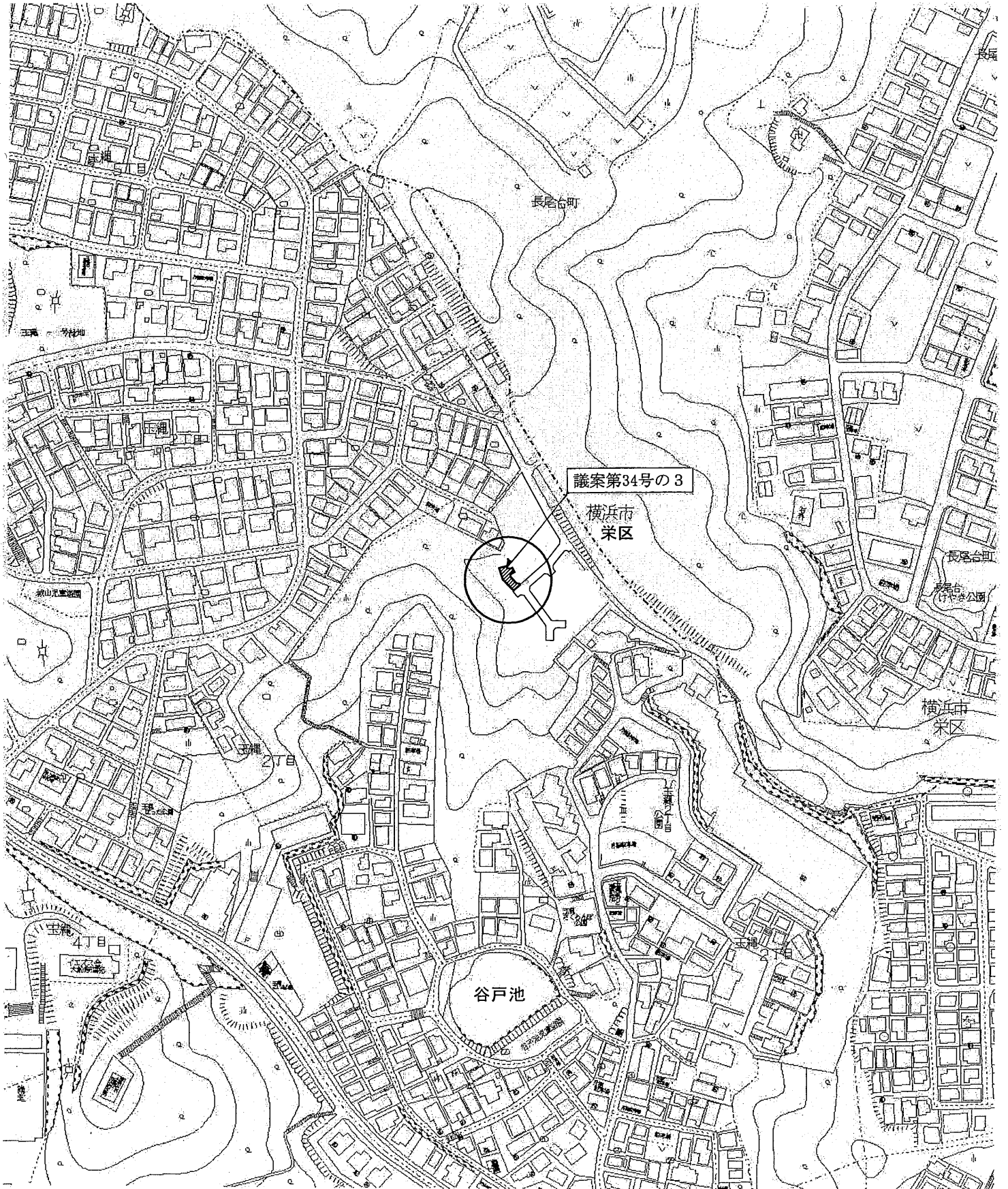


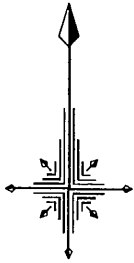


凡例  認定箇所

案内図

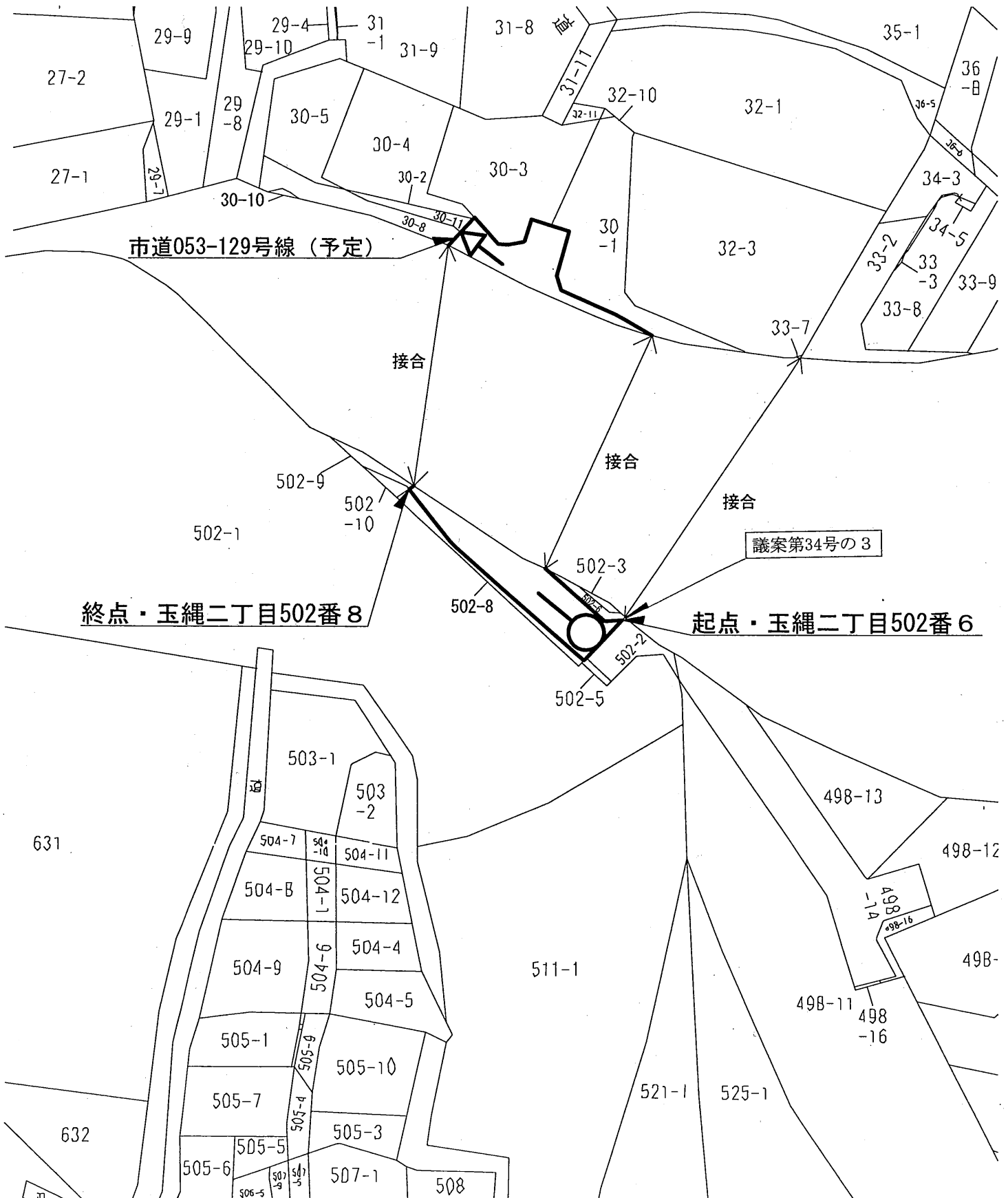
図面番号 4





公図写

図面番号 4



製造請負契約の締結について

本市は、はしご付消防自動車の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり製造請負契約を締結するものとする。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 はしご付消防自動車（大船）
- 2 契 約 数 量 1 台
- 3 契 約 金 額 213,400,000円
- 4 請 負 契 約 者 千葉県船橋市小野田町1530番地
株式会社モリタテクノス東京支店
支店長 小 林 功

【参考】

製造請負仮契約書

物 件	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	金 額(税抜)																								
	はしご付消防自動車 (大船)	別紙仕様書の とおり	台	1	194,000,000 円																								
契 約 金 額		<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>¥</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>百万</td> <td></td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> (うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、19,400,000 円)								¥	2	1	3	4	0	0	0	0	0				百万			千			円
¥	2	1	3	4	0	0	0	0	0																				
			百万			千			円																				
契 約 期 間	議決日から令和7年(2025年)3月28日(金)まで																												
契 約 保 証 金	契約金額の100分の <input type="checkbox"/> 現 金 <input checked="" type="checkbox"/> 免 除 契約規則第5条第1項 第3号該当 <input type="checkbox"/> 有価証券																												
履 行 (納 入) 場 所	鎌倉市消防本部警防救急課 (鎌倉市大船三丁目5番10号)																												
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。</p> <p>この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、契約期間の始期については、議決日からとします。</p> <p>ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。</p> <p>この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>																													

鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社モリタテクノス（以下「受注者」という。）とは、製造請負について、次のとおり仮契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、納入期限内において、発注者に上表の物件を納入するものとする。

（製造請負内容）

第2条 製造請負の内容は次のとおりとし、詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 車体及び装備品等の発注
- (2) 車体のぎ装
- (3) 車体登録関係の申請一式
- (4) 安全操作技能講習
- (5) その他

（着手期限）

第3条 受注者は、契約締結日から14日以内に製造請負に着手しなければならない。

（著作権の帰属等）

第4条 本契約による成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物引渡しの時点で受注者から発注者に移転する。

2 受注者は、本契約の成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、製造請負完了後、第22条の完了検査を受け、それに適合すると認められたときは、速やかに請求書を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から30日以内に契約金を支払うものとする。

(法令遵守等)

第6条 受注者は、製造請負の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号。以下これらを「法令等」という。)を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者の製造の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

(監督、検査等)

第7条 発注者は、受注者の製造請負の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は製造を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

(履行遅滞の損害金等)

第8条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数1日につき契約金額の1,000分の2に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

(1) 受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が製造請負を開始しなかったとき。

(2) 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に製造請負が完了しなかったとき。

(危険負担)

第9条 製造請負において使用する機材等について生じた損害その他製造請負の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、製造請負完了した目的物が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 製造請負完了した目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の場合において、発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内に、受注者に通知しないときは、発注者は前2項の請求をすることができない。ただし、製造請負完了した目的物を発注者に引き渡したときにおいて、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止等)

第11条 受注者は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、製造の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約金の10分の1に相当する額を違約金として納付することを請求することができる。ただし、実際に生じた損害が違約金額を上回る場合には、別途損害賠償請求することを妨げない。

- (1) 製造請負完了した目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第14条、第15条又は第18条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は第1項の違約金又は損害賠償金を支払う場合には、本契約の契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める割合による利息を付して支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第13条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第16条又は第17条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、製造請負に着手すべき期日を過ぎても製造請負に着手しないとき。
- (2) 受注者が契約期間内に製造請負を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に製造請負を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が本契約の製造請負を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。
- (3) 受注者が所在不明となったとき。

- (4) 入札に関して談合その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 第 16 条又は第 17 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(受注者の催告による解除権)

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 17 条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 発注者の指示により仕様書を変更したため契約金額が原契約の 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 発注者の指示により契約期間が原契約の 2 分の 1 以上短縮したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第 18 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条 2 号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年 12 月神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員(製造請負を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し製造請負を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時製造請負の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 4 号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 19 条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。)などをいう。以下この

条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協議の申出)

第 20 条 受注者は、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

(契約内容の変更)

第 21 条 発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

(完了検査等)

第 22 条 受注者は、製造請負が完了したときは、速やかに検査を受けるものとする。

(製造請負に関する情報等の保護)

第 23 条 受注者は、製造請負の内容、製造請負に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

(協議事項)

第 24 条 本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 25 条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 1 日

発注者

神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市

市長 松尾 崇 印

受注者

千葉県船橋市小野田町 1530 番地

株式会社 モリタテクノス 東京支店

支店長 小林 功 印

議案第 36 号

鎌倉歴史文化交流館の企画展に係る業務に起因する事故
による市の義務に属する損害賠償の額の決定について

令和 5 年（2023年） 6 月 8 日、和歌山県伊都郡高野町高野山425
番地の高野山金剛三昧院護摩堂にて発生した鎌倉歴史文化交流館の
企画展開催に係る展示候補資料の確認調査に起因する事故に係る損
害賠償の額を次のとおり定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 38,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 和歌山県伊都郡高野町高野山425番地
宗教法人金剛三昧院
住職 久利 康 暢 |

- 議案第 37 号 令和 4 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 38 号 令和 4 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 39 号 令和 4 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 40 号 令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 41 号 令和 4 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 42 号 令和 4 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和 4 年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 5 年（2023 年）9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 附属書類（令和 4 年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 43 号

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の
処分及び決算の認定について

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 5 年 (2023年) 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算報告書
- 2 財務書類 (損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表)
- 3 剰余金処分計算書 (案)
- 4 令和 4 年度鎌倉市下水道事業報告書
- 5 監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 44 号

鎌倉市空家等対策協議会条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条
項を整備するものである。

鎌倉市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

鎌倉市空家等対策協議会条例（平成28年7月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議案第 45 号

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用条
項を整備するものである。

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成19年3月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 46 号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律第 9 条の規定に基づき、外国人の生活保護事務において個
人番号を利用するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年11月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて実施する保護に関する事務であって規則で定めるもの
---	--

別表第2第4項中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものである。

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年6月条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鎌倉市議会議員及び鎌倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 48 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第20号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

事業者が排出したごみの処理に関する適正な費用負担を求めるため、植木剪定材以外のものの処理手数料を改定するものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「250円」を「400円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、施行日前に搬入される一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

議案第 50 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等の」を「その筐体は、雨水等の」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第45条第13号中「蓄電池設備」の次に「のうち、蓄電池容量が20キロワット時を超えるもの」を加える。

別表第1 厨房設備の部 気体燃料の項の次に次のように加える。

固 体 燃 料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鎌倉市火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条の3第1項に規定する燃料電池発電設備、新条例第11条第1項に規定する変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（第4項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものの構造の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日において現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものの構造の基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、施行日において現に設置されているもの及び施行日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 51 号

令和 5 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 5 号）

令和 5 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 345,356 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,633,320 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年（2023 年）9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	9,994,652	40,494	10,035,146
	10 国庫補助金	2,385,973	40,494	2,426,467
60	県支出金	4,387,661	1,750	4,389,411
	10 県補助金	968,983	1,750	970,733
80	繰越金	600,000	303,112	903,112
	5 繰越金	600,000	303,112	903,112
	歳入合計	68,287,964	345,356	68,633,320

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,290,476	103,920	8,394,396
	5 総務管理費	6,917,530	103,920	7,021,450
15	民生費	28,499,660	57,571	28,557,231
	5 社会福祉費	14,513,178	37,375	14,550,553
	10 児童福祉費	11,698,028	20,196	11,718,224
20	衛生費	6,697,700	109,145	6,806,845
	5 保健衛生費	2,176,143	76,406	2,252,549
	10 清掃費	4,240,169	32,739	4,272,908
30	農林水産業費	345,988	9,840	355,828
	5 農業水産業費	345,988	9,840	355,828
35	商工費	464,788	760	465,548
	5 商工費	464,788	760	465,548
45	土木費	8,914,151	47,415	8,961,566
	5 土木管理費	1,536,267	10,000	1,546,267
	20 都市計画費	4,927,441	34,225	4,961,666
	25 住宅費	1,115,096	3,190	1,118,286
55	教育費	6,936,090	16,705	6,952,795
	5 教育総務費	2,268,738	252	2,268,990
	15 中学校費	712,536	8,133	720,669
	25 保健体育費	427,809	8,320	436,129
	歳 出 合 計	68,287,964	345,356	68,633,320

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
45 土木費	20 都市計画費	夫婦池公園堤体補修設計事業	千円 15,213

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
保育士派遣業務委託事業費 (緊急一時預かり事業分)	令和5年度から 令和6年度まで	11,187 <small>千円</small>
保育士派遣業務委託事業費 (通常保育分)	令和5年度から 令和6年度まで	36,657
入居者移転支援 業務委託事業費	令和5年度から 令和6年度まで	6,897
高機能消防指令センター 更新事業費	令和5年度から 令和6年度まで	883,642
不登校特例校設置事業費	令和5年度から 令和16年度まで	629,200

議案第 52 号

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,973 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,005,673 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年（2023 年）9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
30	県支出金	11,286,689	7,973	11,294,662
	3 県負担金・補助金	11,286,689	7,973	11,294,662
	歳入合計	16,997,700	7,973	17,005,673

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	256,624	7,973	264,597
	5 総務管理費	182,806	7,973	190,779
	歳 出 合 計	16,997,700	7,973	17,005,673

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（ 1 ） 管渠事業費	268,144千円	221,716千円	489,860千円
-------------	-----------	-----------	-----------

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,572,833千円は、当年度分損益勘定留保資金789,751千円、繰越利益剰余金処分量698,313千円及び当年度利益剰余金処分量84,769千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,583,949千円は、当年度分損益勘定留保資金789,751千円、繰越利益剰余金処分量698,313千円及び当年度利益剰余金処分量95,885千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収入

第1款 資本的収入 1,770,256千円 210,600千円 1,980,856千円

第1項 企業債 682,500千円 210,600千円 893,100千円

支出

第1款 資本的支出 3,343,089千円 221,716千円 3,564,805千円

第1項 建設改良費 424,505千円 221,716千円 646,221千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 682,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等に要する起債の全部は翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし見直し方式で借入れられる政府及び地方公共団体資金に、利率の直した後は、当該利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他には、借入れの期間を40年以内とする。なお、市の財政措置及び償還期限を短縮し、繰上償還は低利にすることができ	千円 893,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等に要する起債の全部は翌年度繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし見直し方式で借入れられる政府及び地方公共団体資金に、利率の直した後は、当該利率)	政府資金については、その条件により、銀行その他には、借入れの期間を40年以内とする。なお、市の財政措置及び償還期限を短縮し、繰上償還は低利にすることができ

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第10条本文中「繰越利益剰余金698,313千円及び当年度利益剰余金のうち84,769千円」を「繰越利益剰余金698,313千円及び当年度利益剰余金のうち95,885千円」に改め、減債積立金の処分量を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
減債積立金	783,082千円	11,116千円	794,198千円

令和5年(2023年)9月6日提出

鎌倉市長 松尾 崇

報告第 8 号




交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）7 月 6 日、鎌倉市梶原二丁目 27 番先路上で発生した、総務部公的不動産活用課運転用務で稼働中の共用ワゴン車の交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年）9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 54,503円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

親権者
 |
| 3 | 処分の日 | 令和 5 年（2023年）7 月 28 日 |

報告第 10 号



交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023年） 3 月 22 日、鎌倉市寺分一丁目 14 番先敷地内で発生した、健康福祉部生活福祉課用務で稼働中の軽自動車の交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 27,500円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 令和 5 年（2023年） 7 月 28 日 |

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

令和5年(2023年)9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和4年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

歌	項	事業名	年度	全 体 の 計 画 内				実 の 績 内				比 較 内				
				左 特 定 財 源		左 特 定 財 源		左 特 定 財 源		左 特 定 財 源		左 特 定 財 源		左 特 定 財 源		
				年割額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	年割額と支出済額の差	国(県)支出金	地方債
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称)おもなりの家等耐震改修及び築業	3	110,737,000	13,374,000	77,800,000	6,374,000	13,189,000	50,790,000	13,374,000	29,800,000	6,374,000	1,242,000	59,947,000	48,000,000	11,947,000
			4	205,656,000	24,836,000	144,700,000	11,840,000	24,280,000	245,385,000	25,184,000	176,000,000	11,840,000	32,361,000	▲ 39,729,000	▲ 31,300,000	▲ 8,061,000
			計	316,393,000	38,210,000	222,500,000	18,214,000	37,469,000	296,175,000	38,558,000	205,800,000	18,214,000	33,603,000	20,218,000	16,700,000	3,866,000

報告第 13 号

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和 4 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023 年）9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.49)	— (16.49)	1.0 (25.0)	— (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

報告第 14 号

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により報告する。

令和 5 年（2023年） 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書